

## 解 説

本資料巻の「財政会計制度」の部では、第1巻の「財政会計制度」の部で記述した構成に応じて、①改元に係るもの、②財政機構の変遷に係るもの、③財政及び会計に関する法律に係るものの三つに分け、更に③の財政及び会計に関する法律に係るものについては、①各年度の歳入歳出予算の収支差を補てんするための措置等と、②国の補助金等の整理、合理化等に関する措置など、特記することが適当と思われる個別の措置とに区分して収録している。

資料の内容は、第1巻の「財政会計制度」の第1章第1節「構成」で記述したとおり主な法律案の提案理由及びその内容、その法律案の議決に際して附帯決議が行われたものにおいて、その附帯決議（衆議院と参議院の両院で附帯決議が行われたものについては、衆議院の附帯決議）、その法律案の成立を受けて公布された法律を中心に収録している。

なお、収録資料のうち、「国会議事録」及び「官報」を出所とするものは、「縦書」の資料を「横書」に編集している。

### 1. 改元

昭和64年1月7日に天皇が崩御され、翌8日から元号が「昭和」から「平成」に改元された。これに伴い、財政及び会計に係る取扱いに関しては、「明治」から「大正」、「大正」から「昭和」の改元の例などを踏まえ、会計年度の呼称など、確認的な内容を含めて所要の措置が講じられた。

資料8-20は、この改元による会計年度の呼称についての大蔵省主計局法規課から各省各庁に対する確認（念）のための平成元年1月9日の事務連絡である。

また、資料8-21は、昭和天皇の崩御によって講じられる国家公務員等の懲戒の免除などの措置を踏まえ、予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の免除に関する措置を講ずるための平成元年2月13日に公布された政令第30号の「昭和天皇の崩御に伴う予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の免除に関する政

令」の全文である。

### 2. 財政機構の変遷

財政機構である大蔵省の機構は、本シリーズの対象期間において、大きく3回、改編された。

- (1) まず、平成3年5月以降、野村證券などの大手証券会社をはじめとする証券会社による特定の顧客に対する損失補てんなど、証券及び金融を巡って不祥事が相次いで発覚し、社会問題化するとともに、金融機関の経営理念や証券、金融行政の在り方などが厳しく問われることになり、臨時行政改革推進審議会などにおいて、証券取引等に対する検査、監視体制の在り方についての検討が種々行われた。これを受けて、平成4年7月20日に大蔵省にいわゆる「八条機関」としての「証券取引等監視委員会」を設置するなどのほか、証券局、銀行局及び国際金融局の検査部門の統合、再編などが行われた。

資料8-22及び資料8-23は、大蔵省の証券、金融部門における組織の改編などを内容とする答申と決議で、資料8-22が平成3年9月13日の臨時行政改革推進審議会の「証券・金融の不正取引の基本的な正策に関する答申」の「検査・監視体制の在り方」に係る部分であり、資料8-23が同月26日の衆議院・証券及び金融問題に関する特別委員会の「証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議」である。

また、資料8-24及び資料8-25は、資料8-24がこの答申、決議などを受けて、大蔵省に証券取引等監視委員会を設置するなどの組織の改編のための「大蔵省設置法」（昭和24年法律第144号）の改正などを盛り込んだ「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案」についての平成4年5月14日の衆議院・大蔵委員会における提案理由及びその内容であり、資料8-25が同法律案の成立を受けて同年6月5日に公布された法律第73号の「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」における「大蔵省設置法の一部改正」に係る部分で

ある。

- (2) 次に、平成7年に入って、中小金融機関の経営破たんや住宅金融専門会社の破たん処理の問題などを契機にして、金融行政について、行政が不透明ではないかなどの批判が行われ、その在り方が厳しく問われることになった。こうした背景を受けて、自由民主党、日本社会党及び新党さきがけの与党三党などにおいて検討が行われ、その後、平成10年6月22日に金融制度及び証券取引制度の調査、企画及び立案の機能と、検査及び監督の機能の分離を図るため、総理府に金融監督庁を設置するとともに、大蔵省の証券取引等監視委員会、証券局、銀行局などを廃止する一方、同省に金融企画局を設置するなどの再編が行われた。

資料8-26及び資料8-27は、資料8-26が総理府に金融監督庁を設置することに伴い、大蔵省に設置された証券取引等監視委員会を廃止するなど所要の規定の整備を内容とする「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」についての平成9年4月24日の衆議院・行政改革に関する特別委員会における提案理由及びその内容であり、資料8-27が同法律案の成立を受けて同年6月20日に公布された法律第102号の「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」による「大蔵省設置法の一部改正」に係る部分である。

ところが、この金融関係組織の再編の動きの中で、平成9年12月以降、機構改革の議論が財政と金融を分離する、いわゆる「財金分離論」に変わっていった。

資料8-28は、金融行政に関する機能のうち、金融破たん処理制度と金融危機管理への対応に限っては、金融システム改革の進捗状況などを勘案し、当分の間、大蔵省に担当させることとするなどを内容とする平成10年1月20日の自由民主党、社会民主党及び新党さきがけの三党による「大蔵省改革（財政と金融の分離）について」の合意である。

なお、この合意などを受けて、金融関係組織については、次の(3)に掲げる中央省庁等の再編を前倒しする形で、平成12年7月1日に大蔵省の金融企画局を廃止するなど

の再編が行われた。

- (3) 次に、中央省庁等の再編の論議、検討を受けて、平成13年1月6日の中央省庁等の再編の一環としての大蔵省の廃止と財務省の設置である。

資料8-29は、行政改革の理念と目標をはじめ新たな中央省庁の在り方などを示した平成9年12月3日の行政改革会議の「最終報告」の財務省関連に係る部分である。

また、資料8-30及び資料8-31は、資料8-30が財務省の設置、任務、所掌事務などを定める「財務省設置法案」についての平成11年5月19日の衆議院・行政改革に関する特別委員会における提案理由及びその内容であり、資料8-31が同法律案の成立を受けて同年7月16日に公布された法律第95号の「財務省設置法」の全文である。

### 3. 財政及び会計に関する法律

- (1) 各年度の歳入歳出予算の収支差を補てんするための措置等

次に掲げる各年度の補正予算を含む予算において、その年度の財政運営を適切に行うとの観点などから、特例公債の発行の回避又は縮減を図るための歳出の繰延べなどのやり繰りに関する措置と、歳入歳出予算の収支差の補てんなどのための特例公債の発行に関する措置などが講じられた。

#### ① 平成元年度

資料8-32から資料8-34は、平成元年度における特例公債の発行の縮減を図るための国債費の定率繰入れ等の停止などに関する措置と、同年度の財源の不足を補うための特例公債の発行に関する措置を定める「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」に関するもので、資料8-32が平成元年6月9日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料8-33が同月16日に同院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する附帯決議である。また、資料8-34がこの法律案の成立を受けて平成元年6月28日に公布された法律第42号の「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法

律」の全文である。

② 平成3年度

**資料8-35**及び**資料8-36**は、平成2年度における歳入歳出の決算上の純剰余金の全額を平成3年度一般会計補正予算（第1号）の財源に充てるための措置を定める「平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-35**が平成3年12月11日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-36**が同法律案の成立を受けて同月20日に公布された法律第98号の「平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」の全文である。

③ 平成4年度

**資料8-37**及び**資料8-38**は、平成3年度における歳入歳出の決算上の純剰余金の全額を平成4年度一般会計補正予算（第1号）の財源に充てるための措置と、同年度の歳出予算規模の縮減を図るための一般会計承継債務等の資金運用部に対する償還の延期に関する措置を定める「平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-37**が平成4年11月26日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-38**が同法律案の成立を受けて同年12月16日に公布された法律第102号の「平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」の全文である。

④ 平成5年度

**資料8-39**から**資料8-41**は、平成5年度における歳出予算規模の縮減を図るための一般会計承継債務等の資金運用部に対する償還の延期に関する措置及び政府管掌健康保険事業に係る国庫補助の一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの繰延べに関する措置を定める「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-39**が平成5年2月17日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-40**が同月23日に同院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する

附帯決議である。また、**資料8-41**がこの法律案の成立を受けて平成5年3月31日に公布された法律第9号の「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律」の全文である。

次に、**資料8-42**及び**資料8-43**は、平成5年度一般会計補正予算（第2号）において、同年度の歳出予算規模の縮減を図るため、国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債費の定率繰入れ等を行わないこととする措置を定める「平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-42**が平成5年12月3日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-43**が同法律案の成立を受けて同月22日に公布された法律第98号の「平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」の全文である。

⑤ 平成6年度

**資料8-44**及び**資料8-45**は、平成6年度における歳出予算規模の縮減を図るための国債費の定率繰入れ等の停止をはじめとする繰延べに関する措置と、同年度の財源の不足を補うための自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ及び造幣局特別会計からの一般会計への繰入れに関する措置を定める「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-44**が平成6年6月3日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-45**が同法律案の成立を受けて同月24日に公布された法律第43号の「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」の全文である。

次に、**資料8-46**及び**資料8-47**は、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行に関する措置を定める「平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-46**が平成6年3月24日の

衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料8-47が同法律案の成立を受けて同月31日に公布された法律第28号の「平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律」の全文である。

また、資料8-48及び資料8-49は、当面の経済状況に配慮して所得税減税を消費税率の引上げに先行して実施することなどを内容とする「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案」及び「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案」並びに「相続税法の一部を改正する法律」（平成6年法律第23号）及び「租税特別措置法の一部を改正する法律」（平成6年法律第22号）の施行に伴って平成6年度、平成7年度及び平成8年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で減税特例公債を発行することができる措置などを定める「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案」に関するもので、資料8-48が平成6年10月20日の衆議院・税制改革に関する特別委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料8-49が同法律案の成立を受けて同年12月2日に公布された法律第108号の「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律」の全文である。

次いで、資料8-50及び資料8-51は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度一般会計補正予算（第2号）の必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行に関する措置などを定める「阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案」に関するもので、資料8-50が同年2月24日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料8-51が同法律案の成立を受けて同年3月1日に公布さ

れた法律第17号の「阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律」の全文である。

#### ⑥ 平成7年度

資料8-52から資料8-54は、平成7年度における歳出予算規模の縮減を図るための国債費の定率繰入れ等の停止をはじめとする繰延べなどに関する措置と、同年度の財源の不足を補うための外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れに関する措置を定める「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案」に関するもので、資料8-52が平成7年2月15日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料8-53が同月27日に同院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する附帯決議である。また、資料8-54がこの法律案の成立を受けて平成7年3月31日に公布された法律第60号の「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」の全文である。

次に、資料8-55及び資料8-56は、平成7年度一般会計補正予算（第1号）における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震などに対する防災事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動などに伴う最近の経済情勢に対処するための措置などに必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行に関する措置を定める「平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案」に関するもので、資料8-55が平成7年5月18日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料8-56が同法律案の成立を受けて同年5月22日に公布された法律第100号の「平成7年度における公債の発行の特例に関する法律」の全文である。

また、資料8-57及び資料8-58は、平成6年度における歳入歳出の決算上の純剰余金の全額を平成7年度一般会計補正予算（第2号）の財源に充てるための措置と、同予算の財源の不足を補うための特例公債

の発行に関する措置を定める「平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-57**が平成7年10月13日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-58**が同法律案の成立を受けて同月25日に公布された法律第114号の「平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」の全文である。

次いで、**資料8-59**及び**資料8-60**は、平成7年度一般会計補正予算（第3号）において見込まれる租税収入の減少を補うための特例公債の発行に関する措置を定める「平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-59**が平成8年2月14日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-60**が同法律案の成立を受けて同月23日に公布された法律第2号の「平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律」の全文である。

⑦ 平成8年度

**資料8-61**及び**資料8-62**は、平成8年度における歳出予算規模の縮減を図るための厚生年金保険事業に係る国庫負担金の一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの繰延べに関する措置と、同年度の財源の不足を補うための外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れに関する措置及び特例公債の発行に関する措置を定める「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-61**が平成8年2月23日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-62**が同法律案の成立を受けて同年5月17日に公布された法律第41号の「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」の全文である。

⑧ 平成9年度

**資料8-63**から**資料8-65**は、平成9年度における歳出予算規模の縮減を図るための厚生年金保険事業に係る国庫負担金の一般

会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの繰延べに関する措置と、同年度の財源の不足を補うための特例公債の発行に関する措置を定める「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-63**が平成9年2月21日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-64**が同年3月5日に同院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する附帯決議である。また、**資料8-65**がこの法律案の成立を受けて平成9年3月31日に公布された法律第27号の「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」の全文である。

⑨ 平成10年度

**資料8-66**及び**資料8-67**は、平成10年度における歳出予算規模の縮減を図るための厚生年金保険事業に係る国庫負担金の一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの繰延べに関する措置と、同年度の財源の不足を補うための特例公債の発行に関する措置を定める「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-66**が平成10年3月17日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-67**が同法律案の成立を受けて同年3月31日に公布された法律第35号の「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」の全文である。

⑩ 平成11年度

**資料8-68**及び**資料8-69**は、平成11年度における財源の不足を補うための特例公債の発行に関する措置を定める「平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-68**が平成11年2月5日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-69**が同法律案の成立を受けて同年3月25日に公布された法律第3号の「平成11年度における公債の発行の特例に関する法律」の全文である。

⑪ 平成12年度

**資料8-70**及び**資料8-71**は、平成12年度

における財源の不足を補うための特例公債の発行に関する措置を定める「平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-70**が平成12年2月22日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-71**が同法律案の成立を受けて同年3月24日に公布された法律第3号の「平成12年度における公債の発行の特例に関する法律」の全文である。

また、**資料8-72**及び**資料8-73**は、平成11年度における歳入歳出の決算上の純剰余金の全額を平成12年度一般会計補正予算(第1号)の財源に充てるための措置を定める「平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案」に関するもので、**資料8-72**が平成12年11月21日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-73**が同法律案の成立を受けて同年12月1日に公布された法律第132号の「平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」の全文である。

## (2) 個別の措置

### ① 国の補助金等の整理、合理化等に関する措置

国の補助金等に関する整理、合理化等については、昭和56年度の「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」(昭和56年法律第93号)以降、数次にわたって整理、合理化などの措置が講じられ、本シリーズの対象期間においても、叙述巻で記述したとおり、平成元年度、平成3年度及び平成5年度において、順次、整理、合理化などの措置が講じられた。

#### ア 平成元年度

平成元年度においては、昭和61年度において講じられた「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」(昭和61年法律第46号)に定められた国の補助率等に係る暫定措置など、それまでに講じられた国の補助金等についての暫定措置の期間が昭和63年度末に終了することに伴い、改めて見直しを行い、生活保護等に係る国の補助率等のほか

一部の国の補助率等については恒久化に関する措置が、公共事業等に係る国の補助率等のほか一部の国の補助率等については暫定措置が、また、厚生年金の国庫負担金の繰入れなどについては特例措置が、それぞれ講じられた。

**資料8-74**から**資料8-76**は、平成元年度における国の補助金等の補助率等に係る所要の措置と厚生年金の国庫負担金の繰入れなどに関する特例措置を定める「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-74**が平成元年4月3日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-75**が同月4日に同院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する附帯決議である。また、**資料8-76**がこの法律案の成立を受けて平成元年4月10日に公布された法律第22号の「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」の全文である。

#### イ 平成3年度

平成3年度においては、平成元年度において講じられた「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」(平成元年法律第22号)による国の補助率等に係る暫定措置の期間が平成2年度末で終了するため、平成2年12月21日の「公共事業等の補助率等に関する関係省庁検討会」の申合せなどを踏まえて、改めて見直しを行い、所要の措置が講じられた。

**資料8-77**から**資料8-79**は、平成3年度における国の補助金等の補助率等に係る所要の措置を定める「国の補助金等の臨時特例等に関する法律案」に関するもので、**資料8-77**が平成3年2月13日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、**資料8-78**が同月18日に同院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する附帯決議である。また、**資料8-79**がこの法律案の成立を受けて平成3年3月30日に公布された法律第15号の「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」の全文である。

#### ウ 平成5年度

平成5年度においては、平成4年12月19

日の「公共事業等の補助率等に関する関係省庁連絡会」の申合せなどを踏まえて、公共事業等に係る国の補助率等の恒久化に関する措置、義務教育費国庫負担金のうち共済費追加費用等に係る一般財源化に関する措置、地震再保険及び自動車損害賠償責任再保険に係る事務費についての一般会計からの繰入れの特例措置が講じられた。

資料 8-80から資料 8-82は、平成5年度における国の補助金等の補助率等に係る所要の措置を定める「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案」に関するもので、資料 8-80が平成5年2月17日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料 8-81が同年3月29日に参議院・大蔵委員会で議決された同法律案に対する附帯決議である。また、資料 8-82がこの法律案の成立を受けて平成5年3月31日に公布された法律第8号の「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」の全文である。

## ② 湾岸地域の平和回復活動に対する我が国の支援に係る財源措置

平成2年8月2日にイラクのクウェート侵攻が勃発し、これに対して国際社会は、イラクのクウェートからの即刻かつ無条件の撤退を求めるなどのほか、いわゆる「多国籍軍」を展開させた。このような動きを受けて、我が国は、湾岸地域における平和と安定の回復に向けた各国の平和回復活動を資金面で支援するとして、湾岸アラブ諸国協力理事会に設けられた湾岸平和基金に対して数次にわたって拠出を行った。この中で特に、国際連合安全保障理事会決議に基づき、平成3年1月17日に踏み切られた多国籍軍による武力行使に符合して、我が国が湾岸地域での平和回復活動に対する支援として1兆1700億円（90億ドル相当）の資金を平成2年度一般会計補正予算（第2号）によって追加拠出するに当たっては、現世代が負担すべきもので、後世代に負担をのこすべきでないとの考え方の下、財源については、既定経費の節減などのほか、臨時措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設し、これらの臨時特別税が収納されるまでの間のいわば「つなぎ」の

ために臨時特別公債を発行することなどの措置が講じられた。

資料 8-83及び資料 8-84は、湾岸地域の平和回復活動を支援するための湾岸平和基金に対する1兆1700億円（90億ドル相当）の拠出に係る財源に充てるため、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置と、従来の特例公債と異なる一般会計からの繰入金及び法人臨時特別税と石油臨時特別税の収入によって償還することになる臨時特別公債の発行に関する措置のほか、臨時特別公債の償還に充てるためのこれら臨時特別税の創設に係る措置などを一括して定める「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案」に関するもので、資料 8-83が平成3年2月26日の衆議院・大蔵委員会における同法律案の提案理由及びその内容であり、資料 8-84が同法律案の成立を受けて同年3月13日に公布された法律第2号の「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」の全文である。

## ③ 財政構造改革への取組み

ア 平成2年度において昭和50年度一般会計補正予算（第1号）以降、後世代に負担を転嫁するという世代間の負担の公平に反する特例公債に依存する財政運営からの脱却がようやく果たされた。

しかし、平成2年秋に、景気の減速化が強まり、その後、バブル景気の崩壊などもあって税収が下振れするとともに、前述の3の(1)の「各年度の歳入歳出予算の収支差を補てんするための措置等」で記述したように平成3年度一般会計補正予算（第1号）以降、歳入歳出予算の収支差を特例公債によって補てんすることを回避するとの観点から、国の会計間における歳出の繰延べや公債の償還財源の流用など、いわゆる「やり繰り」による財政運営が行われた。更に、平成6年度一般会計補正予算（第2号）において財政収支のギャップが構造的で、恒常化し、

歳出の繰延べなどのやり繰りによる財政運営も限界になりつつあったことから、再び特例公債に依存する財政運営に陥り、平成8年度一般会計当初予算以降、これが恒常化することになった。

こうした財政運営を踏まえて、後世代に過重な負担をのこさないため、財政構造を改革し、財政の健全化を図るとの観点から、政治主導の下、内閣総理大臣を議長とし、歴代の内閣総理大臣経験者などをメンバーとする「財政構造改革会議」において個別の主要な経費ごとのいわゆる「キャップ」を定めることなどを内容とする「財政構造改革の推進方策」が平成9年6月3日に決定されるとともに、同日の閣議において「財政構造改革の推進について」が決定された。

また、これらの決定に盛り込まれた内容のうち、法律に盛り込むべき事項については、「財政構造改革のための法律案について」として平成9年6月16日の財政構造改革会議において了承され、これに沿って翌17日の閣議に「財政構造改革のための法律案について」が報告された。資料8-85は、閣議に報告された「財政構造改革のための法律案について」である。

また、資料8-86から資料8-88は、資料8-86がこの骨子を受けて作成された「財政構造改革の推進に関する特別措置法案」についての平成9年10月17日の衆議院・財政構造改革の推進に関する特別委員会における提案理由及びその内容であり、資料8-87が同年11月21日に参議院・行財政改革・税制等に関する特別委員会で議決された同法案に対する附帯決議である。また、資料8-88がこの法律案の成立を受けて平成9年12月5日に公布された法律第109号の「財政構造改革の推進に関する特別措置法」の全文である。

イ しかし、平成9年12月5日の「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年法律第109号）の公布と相前後して、いわゆる「アジア通貨危機」の拡散と、金融機関の相次ぐ破たんによって端を発した金

融システムの不安といった悪条件が重なる事態となって平成10年4月24日の財政構造会議において、財政構造改革を進めつつも、緊急避難的に適切な財政措置が講じ得るようにすることを内容とする「財政構造改革法の弾力化等について」が決定された。

資料8-89及び資料8-90は、資料8-89がこの決定を受けて「財政構造改革の推進に関する特別措置法」に必要な弾力的な措置を盛り込むことを内容とする「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」についての平成10年5月13日の衆議院・緊急経済対策に関する特別委員会における提案理由及びその内容であり、資料8-90が同法律案の成立を受けて同年6月5日に公布された法律第94号の「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の全文である。

ウ ところが、平成10年7月12日の第18回参議院議員通常選挙で自由民主党が敗北し、これを受けて橋本龍太郎内閣が退陣、小渕恵三内閣が誕生したが、その政策については「財政規律」を重視するものから「経済対策」を最優先するものに大きく転換された。このため、財政運営に当たっての足かせを取り除くとの観点から財政構造改革の凍結が打ち出された。

資料8-91及び資料8-92は、資料8-91が平成10年12月1日の衆議院・財政構造改革に関する特別委員会における「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案」の提案理由及びその内容であり、資料8-92が同法律案の成立を受けて同月18日に公布された法律第150号の「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」の全文である。

エ なお、平成9年6月3日の「財政構造改革の推進方策」及び「財政構造改革の推進について」において引き続き検討することとされた日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の長期債務等処理及び国有林野事業の改革については、同年12月17日の財政構造改革会議において、約27



兆8000億円に上る国鉄長期債務に係る処理と約3兆8000億円に上る国有林野累積債務に係る処理策が、「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための具体的方策」として取りまとめられるとともに、同月25日の閣議においてこれと同旨の「国鉄長期債務の処理のための具体的方策及び国有林野事業の抜本的改革について」が決定された。

これらの決定を受けて、国鉄長期債務等の本格的処理を早期に実施するために必要な措置については運輸省において、国有林野事業の改革を推進するための財務の健全化、組織・要員の合理化などのために必要な措置については農林水産省において、そして、国鉄の長期債務等及び国有林野事業の累積債務の処理に係る必要な財源としてのたばこ特別税などの措置については大蔵省において、それぞれ講じられた。

**資料 8-93**及び**資料 8-94**は、**資料 8-93**が日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計に承継すること、及び国有林野事業特別会計の国有林野勘定の負担に属する平成7年9月29日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い、一般会計の債務が増加することから、郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計繰入れの特別措置のほか、たばこ特別税の創設などを定める「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案」についての平成10年5月15日の衆議院・日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会における提案理由及びその内容であり、**資料 8-94**

が同法律案の成立を受けて同年10月19日に公布された法律第137号の「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」の全文である。

#### ④ 予算の国会提出時期の変更

国の予算の国会提出は、「国会法」(昭和22年法律第79号)第2条で毎年12月中に常会を招集することを常例とすると規定されていることを受けて、「財政法」(昭和22年法律第34号)第27条で前年度の12月中に国会に提出することを常例とすると規定されていたが、「財政法」が施行されて以降、一度も12月中に予算が国会に提出されることはなかった。この結果、国会では、それまでの例では、毎年12月に常会を招集するものの予算が提出される1月下旬までの約1か月間については自然休会とし、実質的に会期が約1か月短縮されてしまい、審議時間が十分に確保されないといった弊害が生じているとされてきた。

このような事情から平成3年9月6日の衆議院・議院運営委員会において、国会改革の一環として、常会の招集を「12月中」から「1月中」とするとともに、予算の国会提出についても「12月中」から「1月中」とすることとされた。

**資料 8-95**及び**資料 8-96**は、**資料 8-95**が衆議院・議院運営委員長から提出のあった国会の召集時期などを改めるための「国会法の一部を改正する法律案」についての平成3年9月11日の参議院・議院運営委員会における提案趣旨であり、**資料 8-96**が同法律案の成立を受けて同月19日に公布された法律第86号の「国会法の一部を改正する法律」の全文である。